

追加

第壹條 追加トハ三月、八月年二回ノ總會決議ヲ以テ定ムルコトス

第貳條 本組會員ノ他行又ハ歸國ニ際シ其旨事務所ニ無届ケテシテ賦課金六ヶ月不納ナシタル者ハ鑑札無効トス

第參條 本組會員ニシテ賦課金三ヶ月不納ノ者ハ違背トシテ倍金ヲ徴收スルモノトス

第肆條 本組會員病氣ノ場合ハ二十日以上三十日以内業務ニ従事スル能ハサル者ハ金四圓尙ホ其日ヨリ一ヶ月毎ニ金四圓宛惠與スルモノトス

第五條 本組會員其成績善良ニシテ滿一ケ年間賦課金滞納ノタル者ハ歸國或ハ他行シ再ヒ來濱スルモ十二ヶ月間ハ普通會員ノ資格ヲ有スル事、然モ其成績ニシテ賦課金ヲ不納シ或役員ノ手ヲ煩シタル者ハ舊決議ニ依リ六ヶ月經過スレバ鑑札無効ノ事

第六條 臨時月掛ハ金貳圓申受ル

第七條 就業時間ハ午前七時始メ午後五時終ル

第八條 豫備出兵者ニ對シテハ二十一日以上ハ一ヶ月金四圓ノ見舞金トシ其ノ先ハ勤務日數ニ依リ右ニ準ス

第九條 發起人ニハ都合上一ケ年ニ伴天一枚差出スコト

第十條 工資ハ従前金貳圓ノ處今同金貳拾錢増額ニ決定シ大正七年九月壹日ヨリ領收スルコト